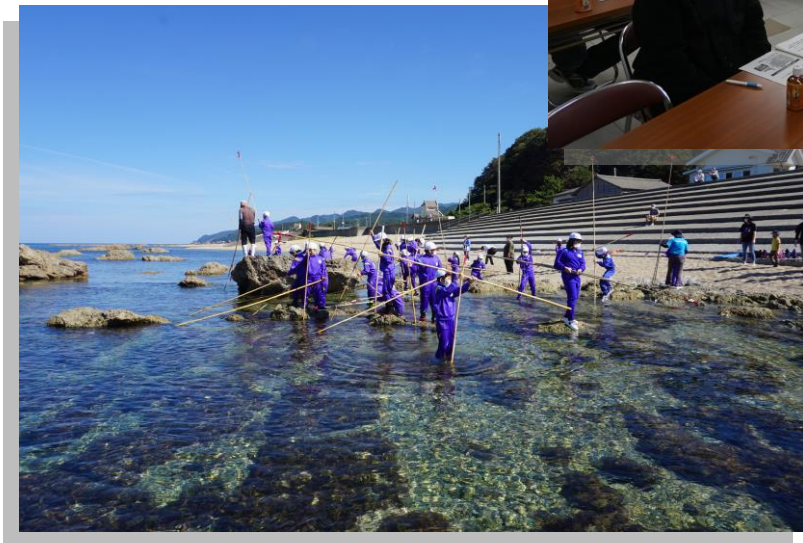


令和4年度

上海府地区町づくり推進委員会総会 議案書



上海府地区町づくり推進委員会

(目 次)

(報告事項)

報告第1号	令和3年度上海府地区町づくり推進委員会事業報告	1 ~ 12
報告第2号	令和3年度上海府地区町づくり推進委員会決算報告	13 ~ 18

(議 題)

第1号議案	上海府地区町づくり推進委員会役員の選出について	19
第2号議案	上海府地区町づくり推進委員会会則の改正について	20 ~ 27
第3号議案	一円玉募金特別会計の廃止について	28 ~ 29
第4号議案	令和4年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画(案)について	30 ~ 37
第5号議案	令和4年度上海府地区町づくり推進委員会予算(案)について	38 ~ 39

(資 料)

①	令和4年度上海府地区町づくり推進委員会役員・理事等名簿	40
②	上海府地区町づくり推進委員会会則	41 ~ 46
③	上海府地区町づくり推進委員会組織図	47
④	第4次上海府地域まちづくり計画	48 ~ 52

報告第1号

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会事業報告

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会事業について別紙のとおり報告します。


令和4年4月12日 報告

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

令和3年度 上海府地区町づくり推進委員会事業報告



1. 環境を活かしたまちづくり (環境安全部会)




事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
<p>①防災対策助成事業及び避難訓練の実施</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内の集落及び消防団、自衛団、地区住民一般</p>	<p>高齢者にも配慮した災害時の避難路整備および住民の円滑な避難に必要な用具を整備するため、1集落5万円を上限として、資材や用具を購入し配備しました。</p> <p>また、市防災訓練の際に、各集落で整備した避難路や、避難用具を使用して訓練を行いました。</p>	<p>岩ヶ崎:マジックベッド3台、フリース毛布3枚 大月:防災物置1棟 間島:マスク 500枚 柏尾:ヘルメット 20個、ハーベスト(薄焼きビスケット)2缶 馬下:非常食セット 2セット</p>  <p>非常食セット(馬下)</p>


<p>②救急法講習会 【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>講習会の開催を希望する集落がなかったため、実施しませんでした。</p>	
<p>③花いっぱい運動 【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内の集落 公共施設</p>	<p>上海府地区の環境美化や景観向上のため、道路脇花壇への植栽や、公共スペースへの花プランター設置に取り組む集落や公共施設に対して、花苗や肥料などを支給しました。</p>	<p>8月8日～9日実施の上小ワンデイ復活グラウンドキャンプ（主催：村上商工会議所青年部）に合わせて、旧上海府小学校道路脇花壇への植栽を実施しました。</p>  <p>R3.8.8 花壇へ植栽する様子(旧上海府小)</p>
<p>④公共スペースなどの 草刈り作業 【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内の集落</p>	<p>上海府地区の環境美化や景観向上のため、道路や公園など公共スペースの草刈り作業を行う集落に対し、草刈機用混合油を支給しました。</p>	<p>各集落で作業時に使用する草刈り用混合油を各集落の作業に合わせてその都度、支給しました。</p>

<p>⑤海岸の清掃活動</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内の集落ほか</p>	<p>上海府地区の環境美化や景観向上のため、海岸清掃に取り組む集落に対し、清掃に必要な消耗品（ゴミ袋）を支給しました。</p> <p>県の「うるおいの郷土はぐくみ事業」を利用し、県から消耗品（ゴミ袋）の支給を受けました。</p>	 <p>R3.5.9 海岸清掃(柏尾)</p>
<p>⑥集落内環境整備事業</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内の集落</p>	<p>環境整備に取り組む集落に対し、1集落当たり18,000円を上限として、ゴミ置場や掲示板の修繕を行いました。</p>	<p>大月: ゴミ置き場新築工事 吉浦: ゴミ置き場屋根修理</p>  <p>新しいゴミ置き場(大月)</p>
<p>⑦空き家対策促進事業</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>各集落の空き家についての情報収集を随時、行い、データベースを活用し、行政へ繋げることができました。</p>	
<p>⑧施設・資源活用事業</p> <p>【継続】</p>	<p>中止 —(目)—</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた秋まつりは中止としました。</p>	<p>村上商工会議所青年部主催の上海府小学校跡利活用事業へ全面協力し、8月と10月に旧上海府小学校を活用することができました。</p>

2. 人とのつながりを大切にしまちづくり (地域活動部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
①ふれあい大運動会 in かみかいふ (地区運動会) 【継続】	①5月29日 (土) 中止 ②6月6日 (日)	住民一般	新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。	
②上海府地区文化祭 【継続】	中止 (日)	住民一般	新型コロナウイルス感染症の影響により地区文化祭は中止としましたが、村上商工会議所青年部主催事業へ協力し、かみかいふ写真コンテスト応募作品の提供を行い上海府体育館にて写真展示を行いました。 また、スタッフジャンパーの製作は、他の事業でも活用できることから予定通り製作しました。	 <p>R3.10.3(日)写真展示の様子</p>  <p>文化祭で着用する予定で製作していたスタッフジャンパー</p>



<p>③上海府地区敬老会</p> <p>【継続】</p>	<p>9月20日 (月・祝)</p>	<p>上海府地区在住の75歳以上の住民</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により式典は中止としました。</p> <p>敬老者の方には、昨年度同様に地区区長会主催で集落毎に昼食やお赤飯等の配布を行い、加えて今年は紅白饅頭も配布し、町づくり推進委員会からも支出しました。</p>	 <p>お祝いの紅白饅頭</p>  <p>敬老の日の様子(岩ヶ崎)</p>
<p>④住民交流事業</p> <p>【継続】</p>	<p>通年</p>	<p>住民一般</p>	<p>例年、総会後に開催しているかみかいふふれあい交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止としました。</p> <p>また、7月22日(木・祝)に上海府地区青少年健全育成会と共催で「マスクをデコって自分だけのオリジナルマスクを作ろう!」を開催しました。</p> <p>なお、1月22日(土)に予定していた「潮太鼓体験教室」は感染症の拡大から中止としました。</p>	<p>上海府地区青少年健全育成会共催事業の参加者数は以下のとおりです。</p> <p>①7/22(木・祝) 大人1名、子ども2名</p> <p>②1/22(土)中止</p>  <p>R3.7.22(木・祝)マスク作りの様子</p>

⑤集落・サークル活動 支援事業 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落	①集落活性化支援事業 集落活性化のため、集落行事や集落の各種団体が 実施する行事の経費の一部を助成しました。	実施事業は以下のとおりです。 岩ヶ崎：集落花見 大月：団子木作り 間島：ふれあいのつけ山 柏尾：地域の茶の間 吉浦：お茶飲み会 早川：賽ノ神 馬下：さいの神
	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">中止</div>	砂丘短歌会 住民一般	②短歌教室吟行研修 新型コロナウイルス感染症の影響により中止と なりました。	
⑥次世代育成事業 【継続】	通 年	地区住民一般 地区在住の 青少年	地区在住の次世代を育成するため、上海府地区青 少年健全育成会へ助成金を支出しました。 また、子どもの防犯対策として活気あふれる街瀬 波まちづくり推進協議会と合同で瀬波小学校へ熊 鈴240個を贈呈しました。	熊鈴の贈呈については、上海府地区 児童11名分を負担しました。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">R4.1.5(水)贈呈の様子</div>


<p>⑦かみかいふ写真 コンテスト 【継続】</p>	<p>7月～8月</p>	<p>住民一般 ほか</p>	<p>7回目の開催となり、21作品応募がありました。応募者数が8名と過去最少だったことから審査は行わず、応募者全員へ参加賞をお贈りしました。</p>	
<p>⑧郷土料理・特産物の 普及広報活動 【継続】</p>	<p>①未一定 中止 ④日 —(日)—</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。</p>	
<p>⑨伝統文化継承事業 【継続】</p>	<p>9月29日 (水)</p>	<p>瀬波小学校児童 地区住民一般</p>	<p>地区の伝統文化を次世代に継承し、伝統文化の保存および世代間交流、地区の人材育成を図るため、瀬波小学校児童を対象に、地区の伝統漁法「タコだまし漁」の体験会を実施しました。</p>	<p>瀬波小学校3年生45名が、安全に体験できるよう、たくさんの地区住民にサポートしていただきました。</p>




タコだまし漁体験の様子

<p>⑩高齢者生活支援事業 【継続】</p>	<p>11月～ 令和4年2月</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>日常に溢れているちょっとした“支え合い”を考 えるきっかけとして、砂丘短歌会へ短歌の製作を依 頼しました。作品は、より多くの方にご覧いただ けるよう吉浦郵便局への展示や広報誌への掲載など で広くPRしました。</p>	 <p>活動の様子(砂丘短歌会)</p>  <p>吉浦郵便局内での作品展示</p>
<p>⑪スポーツ振興基金 事業 【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>地区在住の 小学生 中学生 高校生</p>	<p>上海府地区在住の小学生、中学生、高校生がスポ ーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場 合に、基金を活用して激励金を贈呈しますが、今年 度は、該当がありませんでした。</p>	

3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり (理事会・役員会・各専門部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
<p>①住民への意見収集活動</p> <p>【継続】</p>	<p>通年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>人口減少、少子高齢化が進む中、今後の活動のあり方について都岐沙羅パートナーズセンターから講師をお招きし、研修会を実施しました。感染症対策から、参加者は委員に限定し開催しました。</p> <p>また、「上海府かわら版」3月15日号では活動に対する意見や提案等を地域住民へ広く募りました。</p>	 <p>R3.12.6(月) 委員研修会の様子</p>
<p>②地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、浸透を図る。</p> <p>【継続】</p>	<p>通年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>①上海府かわら版を毎月15日に発行し、地区内のサークルや団体などの活躍や作品の掲載、集落行事を紹介しました。</p> <p>②ホームページやfacebookページに、かわら版や事業など掲載しました。</p>	

一円玉募金特別会計事業

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業実施状況	備考
募金活動	通 年	住民一般	<p>集落公民館長さんを通じて、集落単位で募金活動を行いました。</p> <p>募金活動については、「上海府かわら版」10月15日号・11月15日号に記事を掲載し、地区住民に向けて協力を依頼しました。</p>	<p>金融機関の手数料の都合上、例年より早い10月～12月の実施としました。</p> <p>長年続いた募金活動は、今年度での終了を予定しています。</p> <p>地域の皆さん、ご協力大変ありがとうございました。</p>
教育活動支援事業	通 年	地区在住小学生	<p>地区子ども会の活動開催経費に対して助成を行いました。(参加児童10名)</p>	<p>1月9日(日)に「6年生を送る会」を実施しました。</p>  <p>R4.1.9(日)大月集落の団子木作りに協力</p>
共用備品購入事業	通 年	—	<p>必要な備品購入はありませんでした。</p>	

令和3～令和5年度上海府地区町づくり推進委員会実施事業評価

※「第4次 上海府地域まちづくり計画(令和3年4月策定)」より

基本方針	実施事業計画	実施年度			備考
		3年度	4年度	5年度	
1. 地域の環境を活かしたまちづくり	1 災害に備える事業	○			
	2 防災・防犯意識を高める活動	○			
	3 美しい環境を守る活動	○			
	4 空き家対策を促進する取組み	○			
	5 施設・土地を活用した地域活性化事業	○			
2. 人とのつながりを大切にしたまちづく	1 地域住民の交流を深めるイベント等の開催	○			
	2 地域の人材を育成する活動	○			
	3 集落・サークルへの活動支援	○			
	4 地域への愛着を高める活動	○			
	5 食文化・伝統文化を継承する活動	○			
	6 地域外との交流を図るイベント等の開催				
	7 買い物・交通手段の確保に向けた取組み	○			
	8 一円玉募金活動	○	—	—	
	9 スポーツ振興基金の活用				
3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり	1 住民の意見を収集する取組み	○			
	2 誰もが参加しやすい地域活動の検討	○			
	3 まちづくり事業の広報活動	○			

報告第2号

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会決算報告

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会決算について別紙のとおり報告します。

令和4年4月12日 報 告

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

令和3年度 上海府地区町づくり推進委員会一般会計収支決算書

●収入の部

(単位:円)

区 分	予算額①	決算額②	比較②-①	説 明	
				内 容	備 考
1 地域まちづくり交付金	1,190,000	893,000	▲ 297,000	令和3年度地域まちづくり交付金	893,000 令和3年1月1日現在の人口等で積算
× 集落負担金	0	0	0	町づくり推進委集落負担金	0
				地区運動会・文化祭負担金	0
2 繰越金	1,038,891	1,038,891	0	令和2年度繰越金	1,038,891
× 行事参加費	0	0	0	かみかいふふれあい交流会等参加費	0
3 諸収入	2,009	10	▲ 1,999	オリジナルTシャツ・ポロシャツ頒布代金	0
				ふるさと上海府の歴史頒布代金	0
				広告協賛金	0
				預金利子	10 預金利子(4月1日:6円、10月1日4円)
収入合計	2,230,900	1,931,901	▲ 298,999		

●支出の部

区 分	予算額①	決算額②	比較①-②	説 明	
				内 容	備 考
1 防災防犯対策事業費	401,000	175,184	225,816	防災対策助成事業及び避難訓練の実施 救急法講習会	175,184 防災用品等購入費助成(岩ヶ崎、大月、間島、柏尾、馬下) 0
2 環境対策事業費	284,000	133,324	150,676	花いっぱい運動 公共スペースなどの草刈り作業 海岸の清掃活動 集落内環境整備事業 空き家対策促進事業	28,580 旧上海府小学校花壇整備(花苗、肥料)ほか 49,362 草刈用混合油代(8集落12回分) 19,382 取っ手付ポリ袋(90ℓ)購入 36,000 ゴミ置き場修繕(吉浦)、ゴミ置き場移転新築(大月) 0
3 地域活動事業費	560,000	269,580	290,420	地区合同運動会 地区文化祭 地区敬老会 住民交流事業 集落・サークル活動支援事業 次世代育成事業	0 119,375 写真展示用消耗品16,797円、スタッフジャンパー製作費ほか102,578円 54,190 お祝い品用ゴム印3,190円、紅白饅頭51,000円 21,335 のぼり旗10,750円、育成会共催事業10,585円 35,000 集落活性化事業補助金(@5,000円×7回) 39,680 育成会助成金30,000円、瀬波小へ熊鈴贈呈9,680円
4 地区の活性化事業費	240,000	18,555	221,445	かみかいふ写真コンテスト 郷土料理・特産物の普及広報活動 伝統文化継承事業 施設・資源活用事業 オリジナルTシャツ・ポロシャツの頒布 住民への意見収集活動	8,411 参加賞4,240円、クリアファイルほか4,171円 0 10,144 タコだまし漁講師謝礼7,000円、協力者お茶代ほか3,144円 0 0 0
5 健康福祉事業費	10,000	6,352	3,648	高齢者生活支援事業	6,352 短冊、筆ペン、謝礼(砂丘短歌会依頼用)
6 組織運営費	675,000	560,120	114,880	役員報償費 集落公民館長報償費 監事報償費 事務局経費 研修費 通信費 備品購入費 保険料 広報費	48,000 会長、副会長、専門部会長 @12,000円×4名=48,000円 84,000 集落公民館長 @12,000円×7名=84,000円 12,000 監事 @6,000円×2名=12,000円 60,091 コピー用紙、プリンターインク、一眺山案内看板撤去費用ほか 52,760 委員研修会講師派遣料50,000円、参加者お茶代2,760円 75,432 郵送料ほか(文書等の郵送料、返信用封筒用切手代) 14,850 自動アルコールディスペンサー14,850円 63,117 公民館総合保険掛金及び入金手数料 149,870 上海府かわら版発行経費(プリンターリース代、インク代、コピー用紙)
7 新規事業対策費	1,000	0	1,000		※項目設置のため
8 予備費	59,900	0	59,900		
支出合計	2,230,900	1,163,115	1,067,785		

※事業予算に不足が生じた場合は、報償費を除き区分間で予算流用できるものとする。

●令和3年度収支決算

収入額1,931,901円－支出額1,163,115円＝768,786円

令和3年度 上海府地区町づくり推進委員会一円玉募金特別会計収支決算書

●収入の部

(単位:円)

区 分	予算額①	収入済額②	比較②-①	内 訳
1 募金	40,000	42,404	2,404	令和3年度一円玉募金
2 繰越金	251,219	251,219	0	令和2年度繰越金
3 諸収入	1	2	1	預金利子
収入合計	291,220	293,625	2,405	

●支出の部

区 分	予算額①	執行済額②	比較①-②	内 訳
1 教育活動支援事業費	6,000	5,000	1,000	地区子ども会合同活動補助 (500円×参加児童10名)
2 共用備品購入事業費	1,000	0	1,000	※項目設置のため
3 予備費	284,220	0	284,220	
支出合計	291,220	5,000	286,220	

収入額 293,625 円

執行額 5,000 円

残高 288,625 円

特別会計廃止に伴い、残金は、千円以上の額については令和4年度上海府地域まちづくり基金へ、残りは令和4年度上海府地区スポーツ・文化振興基金へ繰入れ予定。

積立金台帳

(単位:円)

積立金の名称	上海府地域まちづくり基金				
積立の目的	上海府地域のまちづくりに資する備品の購入、周年事業等の大型事業実施に係る支出に備え基金の積み立てを行うもの。				
積立開始年月日	平成24年2月26日				
管理方法	定額貯金 (ゆうちょ銀行 吉浦郵便局)				
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	差引残高	備 考
平成24年2月26日	設置	600,000	0	600,000	
平成25年4月1日	利子	135	0	600,135	
平成26年4月1日	利子	163	0	600,298	
平成27年4月1日	利子	162	0	600,460	
平成28年4月1日	利子	318	0	600,778	
平成29年4月3日	利子	203	0	600,981	
平成30年4月2日	利子	203	0	601,184	
平成30年5月14日	一般会計へ繰入	0	300,600	300,000	
平成30年10月9日	利子	643	0	300,643	
平成31年4月3日	利子	51	0	300,694	
令和1年10月1日	利子	51	0	300,745	
令和2年4月1日	利子	51	0	300,796	
令和2年10月15日	利子	51	0	300,847	
令和3年4月1日	利子	50	0	300,897	
令和3年10月15日	利子	51	0	300,948	



積立金台帳

(単位:円)

積立金の名称	上海府地区スポーツ・文化振興基金				
積立の目的	上海府地域在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に激励金を贈呈するため、基金の積み立てを行うもの。				
積立開始年月日	平成24年2月26日				
管理方法	普通預金 (ゆうちょ銀行 吉浦郵便局)				
異動年月日	異動事由	増加額	減少額	差引残高	備 考
平成24年2月26日	設置	88,363	0	88,363	
平成24年4月1日	預金利子	12	0	88,375	
平成24年10月1日	預金利子	12	0	88,387	
平成25年4月1日	預金利子	12	0	88,399	
平成25年10月1日	預金利子	12	0	88,411	
平成26年4月1日	預金利子	12	0	88,423	
平成26年5月28日	上海府小学校児童ソフトテニス全国大会出場激励金		5,000	83,423	
平成26年10月1日	預金利子	11		83,434	
平成27年4月1日	預金利子	11		83,445	
平成27年10月1日	預金利子	11		83,456	
平成27年11月26日	上海府小学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		10,000	73,456	@5,000円×2名
平成28年4月1日	預金利子	8		73,464	
平成28年7月4日	高校生(柏尾)バレーボール全国大会出場激励金		5,000	68,464	
平成28年8月18日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		10,000	58,464	@5,000円×2名
平成28年12月13日	上海府小学校3・4年生児童かべ新聞コンクール県知事賞受賞御祝		10,000	48,464	@2,000円×5名
平成29年2月23日	村上第一中学校生徒(間島)ソフトテニス全国大会出場激励金		5,000	43,464	
平成29年7月6日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		5,000	38,464	
平成29年7月25日	村上第一中学校児童ソフトテニス北信越大会出場激励金		5,000	33,464	
平成30年8月22日	村上第一中学校児童少林寺拳法全国大会出場激励金		5,000	28,464	
令和2年1月14日	中学生(柏尾)バレーボール全国大会出場激励金		5,000	23,464	

令和4年4月11日

上海府地区町づくり推進委員会
副会長 菅原 豊 様

監事 小野好昭 
長谷部志恵成 

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会事業・会計監査 報告書

令和3年度上海府地区町づくり推進委員会の事業実施状況及び会計事務について
下記のとおり監査を実施しましたので報告いたします。

記

1. 実施日 令和4年4月11日(月) 午前11時30分～
2. 対象年度 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)
3. 監査事項 ①事業実施報告書の記載内容の確認
②収支関係書類確認と預金通帳との照合
4. 監査結果 監査の結果、令和3年度事業及び会計事務は適正に執行されているものと認めました。

以上

第1号議案

上海府地区町づくり推進委員会役員の選出について

上海府地区町づくり推進委員会役員を次のとおり選出したいので承認を求めます。

1. 選出する者および役職

会 長	長 正晴（大月区長）
副 会 長	菅原 豊（野潟集落公民館長）
監 事	小野 好昭（柏尾区長）
	長谷部 志恵成（早川区長）

2. 役員の任期 総会で承認を得た日から令和6年3月31日まで

令和4年4月12日 提 出

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

第2号議案

上海府地区町づくり推進委員会会則の改正について

上海府地区町づくり推進委員会会則を別紙のとおり改正したいので、承認を求めます。

令和4年4月12日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

上海府地区町づくり推進委員会会則(案)

昭和60年4月10日制定
平成9年7月22日改正
平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成13年4月1日改正
平成17年4月8日改正
平成19年4月25日改正
平成24年2月26日改正
平成27年4月19日改正
平成29年4月22日改正
平成31年4月20日改正
令和3年2月1日改正
令和4年4月 日改正

(目的)

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾2812番地2)に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他特に必要なまちづくりに関すること。

(構成員)

第5条 本会は、上海府地域に居住する者及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 専門部会長 各1人
- (4) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。

3 専門部会長は、各専門部会員より選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は別表に定めるとおりとする。

2 代議員の仕事は、1年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、本会則に定める事項のほか、第1条の目的を達成するために必要な事項を審議し、議決する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は毎年度1回開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 本会を構成する集落及び団体の4分の1以上から請求があった場合

- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員
 - (2) 上海府地域内の集落区長
 - (3) 上海府地域内の集落公民館長代表
 - (4) 消防団村上方面隊第五分団長
 - (5) 交通安全協会上海府支会長
 - (6) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
 - (7) 上海府地区小学校PTA代表
 - (8) 食生活改善推進委員代表
 - (9) 学識経験者等会長が委嘱する者
- 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
- (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。
 - (2) 前項第2号から第8号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。

- (3) 前項第9号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会の総括に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長、副会長及び専門部会長をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 4 役員会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置して、第1項各号の検討をさせることができる。

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で議決した事項に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 地域活動部会
 - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会員は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 副部会長は、専門部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置き、**事務及び会計を処理する。**

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場

合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項に定める書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府地区小学校PTA	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

上海府地区町づくり推進委員会会則新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置き、<u>事務及び会計を処理する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>第17条～第21条（略）</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。</p> <p>3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。</p> <p>第17条～第21条（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（変更）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（略）</p>

第3号議案

一円玉募金特別会計の廃止について

一円玉募金特別会計を別紙のとおり廃止したいので、承認を求めます。

令和4年4月12日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

一円玉募金特別会計の廃止について

提案理由

歳入予算である募金活動について、各集落から集まった募金を預入れしている金融機関が硬貨の取扱いにかかる手数料を新設されました。これにより、募金の大半が1円玉硬貨である現状のまま活動を継続すると、募金額以上に手数料がかかってしまう事態となり、募金した地域住民の善意を活かすことが出来なくなります。

募金活動継続の方法も探索しましたが、負担も多く、総合的に勘案し、募金活動は終了とし、それに伴い当該会計を廃止するため提案するものです。

概要

一円玉募金特別会計の廃止

令和3年度末で廃止し、実施事業について募金活動は終了とし、教育活動支援事業および共用備品購入事業は、上海府地区町づくり推進委員会事業（※一般会計）に引き継ぎます。

また、一円玉募金特別会計残金については、地域の純粋な資産として上海府地域まちづくり基金へ繰入れることとしますが、定額預金のため預入れできない1,000円未満の額については、上海府地区スポーツ振興基金へ繰入れます。

経過

一円玉募金特別会計の募金活動は、海友婦人会や各集落で行っていた活動を（開始時期不明）、海友婦人会や婦人会の解散後、平成11年度より上海府地区公民館が事業を引継ぎ、現在まで続けていました。お寄せいただいた募金は、運動会や文化祭で使用する備品購入のほか、地区内の施設や子どもたちへの助成など、様々な場面で広く活用することができました。

令和3年中に、募金を預入れしている金融機関から、今後手数料が新設される旨の報道が出され、これからの活動について委員で検討を重ねました。

1つ目は、金融機関を変更し継続する方法です。市内にある他の金融機関8つ全てを調査した結果、1つを除く7つの金融機関では既に硬貨の取扱いにかかる料金等が設定されている状況でした。残りの1つは、店舗が少なく比較的距離も離れていることから事務的な手続きの際に負担が増大することが予想されました。

2つ目は、募金運動を終了する方法です。現在の一円玉募金特別会計事業の目的や必要性を見直したところ、教育活動支援事業としては地区子ども会へ助成するのみとなっており、共用備品購入事業も複数年で予算執行はしておらず、必要な備品は一般会計で支出していることから特別会計の意義が曖昧となっていました。

上記2択を委員で協議し、募金活動は終了し、地区子ども会への助成を一般会計へ引継ぐことで、特別会計を設置しておく必要性がなくなり、令和3年度末で同特別会計を廃止する提案に至りました。

第4号議案

令和4年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画（案）について

令和4年度上海府地区町づくり推進委員会事業計画を別紙のとおり定めたいので、承認を求めます。

令和4年4月12日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

令和4年度 上海府地区町づくり推進委員会事業計画（案）

1. 環境を活かしたまちづくり（環境安全部会）

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
①防災対策助成事業及び避難訓練の実施 【継続】	通 年	上海府地区内の集落及び消防団、自衛団、地区住民一般	①高齢者にも配慮した災害時の避難路整備に取り組む集落に対して、資材や用具の購入費を助成します。 ②避難の際に資する用具や備品を購入する集落に対して、購入費を助成します。 ③1集落当たりの助成額は、50,000円を限度とします。 ④市防災訓練の際に、防災対策助成事業を活用して整備した、避難路や避難用具を使用して訓練を行います。	
②救急法講習会 【継続】	通 年	地区住民一般	講習会の開催を希望する集落へ出向き、応急手当を中心とした講習会を開催します。 講師は消防署に依頼します。	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方が受講できるよう、開催時期等を検討します。 ・住民の要望や想定される災害に合わせて内容の検討も行います。
③花いっぱい運動 【継続】	通 年	上海府地区内の集落 公共施設	地区の環境美化や景観向上のため、道路脇花壇への植栽や公共スペースへの花プランター設置に取り組む集落や公共施設に対して花苗や肥料などを支給します。	

<p>④公共スペースなどの 草刈り作業</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内 の集落</p>	<p>地区の環境美化や景観向上のため、道路や公園など公共スペースの草刈り作業に集落単位で取り組みます。</p> <p>また、作業をする集落に対しては、草刈機用の混合油など必要な物品を支給するなど、支援を行います。</p>	<p>①道路等で作業を行う場合は、作業従事者の安全対策を十分に図ってください。</p> <p>②万一、作業に伴い第三者の物を破損した場合や、第三者にケガをさせた場合の保険（補償）を各集落において手当てしておく必要があります。</p>
<p>⑤海岸の清掃活動</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内 の集落ほか</p>	<p>地区の環境美化や景観向上のため、集落単位で海岸清掃に取り組みます。作業をする集落に対しては、清掃に必要な物品を支給するなど、支援を行います。</p>	
<p>⑥集落内環境整備事業</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内 の集落</p>	<p>集落内の環境整備に取り組む集落に対して、購入費等を助成するものです。</p> <p>①集落内のゴミ置き場を新設または修繕する集落に対して、その費用を助成します。また、ゴミ置き場用として、ゴミバケツを購入する集落に対して購入費を助成します。</p> <p>②集落内の掲示板を修繕する集落に対して、修繕費を助成します。</p> <p>③1集落当たりの助成額は、合計で18,000円を限度とします。</p>	<p>過去の実績から、今年度は助成対象を4集落へ縮小しました。</p>

<p>⑦空き家対策促進事業</p> <p>【継続】</p>	<p>通 年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>空き家の所有者に対して、意向調査を継続的に 行い、空き家の解消へ向かうよう発信を行って いきます。</p>	
<p>⑧施設・資源活用事業</p> <p>【継続】</p>	<p>10月2日 (日)</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>8月～9月に実施していた納涼祭を、秋まつり として、上海府体育館を会場に文化祭と同日開 催します。 出店は、模擬店によるゲーム、販売等の予定 です。</p>	<p>文化祭と同日開催かつ会場も変更 となりますので、会場のレイアウト やスタッフの役割分担等、綿密な 打合せが必要です。</p>
<p>⑨有害鳥獣対策事業</p> <p>【新規】</p>	<p>通 年</p>	<p>上海府地区内 の集落</p>	<p>有害鳥獣の駆除に取り組む集落へ対して、人 材育成や猟具の購入にかかる費用等を助成する ものです。対象は、新規にわな免許取得促進に 取り組む集落です。</p> <p>①人材の育成 講習会費用、受験費用相当額</p> <p>②猟具の購入 わなの購入、補修パーツの購入</p> <p>③1集落当たりの助成額は、わな免許新規取得 者一人につき10,000円とします。</p>	<p>集落での有害鳥獣対策を促進する ため、各集落での申請数の上限は設 けていません。</p>

2. 人とのつながりを大切にしまちづくり (地域活動部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
①ふれあい大運動会 in かみかいふ (地区運動会) 【継続】	①5月28日 (土) 予備日 5月29日 (日) ②6月5日 (日)	住民一般	①地区運動会に向けて、グラウンドの草刈りを行います。 ②上海府地区住民が一堂に会する地区運動会を開催します。 地区住民がグラウンド除草作業と、運動会を通して交流を深めます。	感染症の状況により、開催時期の変更等検討が必要です。
②上海府地区文化祭 【継続】	10月2日 (日)	住民一般	《主な内容(案)》 ①住民の作品展示 ②かみかいふ写真コンテスト ③地区食推の試食コーナー ④市防災士会ブース	秋まつりとして納涼祭と同日開催予定
③上海府地区敬老会 【継続】	9月19日 (月・祝)	上海府地区在住の75歳以上の住民	上海府地区区長会と共催で開催します。 米寿該当者へ祝い状と記念品の贈呈のほか、アトラクションを観覧しながらの会食を行います。	感染症の状況により、開催方法が変更となる場合があります。
④住民交流事業 【継続】	通年	住民一般	住民が集まる機会や場を作り、住民の交流を促進します。また、子育て世代の交流にも力を入れます。	上海府地区青少年健全育成会と共催でスポーツ教室等を開催します。地域の資源を活かした活動を考えていきます。

⑤集落・サークル活動 支援事業 【継続】	通 年	上海府地区内 の集落	①集落活性化支援事業 集落活性化のため、集落行事や集落の各種団体が実施する行事の経費の一部を助成します。1 集落あたり 2 回まで、1 回あたり 5,000 円を助成します。	
	未 定	砂丘短歌会 住民一般	②短歌教室吟行研修 上海府地区の短歌教室である砂丘短歌会の研修会を行います。なお、事業実施に要する経費は参加費から支出します。	この事業は旧上海府地区公民館から引き継いだものです。
⑥次世代育成事業 【継続】	通 年	地区住民一般 地区在住の 青少年	地区在住の次世代を育成するため、上海府地区青少年健全育成会への支援を行います。 また、一円玉募金特別会計の事業を引継ぎ、上海府地区の子ども達の教育活動に関する経費を助成します。(年1回、参加児童ひとりあたり 500 円)	一円玉募金特別会計の教育活動支援事業を引継ぎ、今後も子ども達の活動を支援していきます。
⑦かみかいふ写真 コンテスト 【継続】	8 月～10 月	住民一般 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の自然景観や行事、名勝旧跡などを題材とした写真を広く地区内外から募集して写真コンテストを開催します。 ・地区文化祭で出品作品を展示し、来場者の投票および審査員の選考により入賞作品を決定します。入賞者には、賞金（品）を贈呈して表彰します。 ・出品作品は、上海府地区のPRなどに活用します。 	地区住民が地域の良さを感じる機会となるよう、応募作品の活用を検討します。

<p>⑧郷土料理・特産物の普及広報活動 【継続】</p>	<p>①未定 ②10月2日 (日)</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>①海府ふれあい広場を利用して、上海府の特産物をふるまうイベントを開催します。 ②食生活改善推進委員の皆さんに協力をお願いし、文化祭にて郷土料理の試食品を提供します。</p>	<p>飲食物の提供が困難である場合、開催方法の見直しも進めていきます。</p>
<p>⑨伝統文化継承事業 【継続】</p>	<p>9～10月</p>	<p>瀬波小学校児童 地区住民一般</p>	<p>地区の伝統文化を次世代に継承し、伝統文化の保存および世代間交流、地区の人材育成を図ります。</p>	<p>依頼に応じて、瀬波小学校児童を対象に地区伝統の「タコだまし漁体験」を行います。</p>
<p>⑩高齢者生活支援事業 【継続】</p>	<p>通年</p>	<p>地区住民一般</p>	<p>安心して住み続けられる地域を目指し、地区の高齢者の生活を支援するため、買い物・交通手段の確保に向けた取組みを検討します。</p>	<p>モデル集落での買い物ツアーを試験的に実施します。</p>
<p>⑪スポーツ振興基金事業 【継続】</p>	<p>通年</p>	<p>地区在住の小学生 中学生 高校生</p>	<p>上海府地区在住の小学生、中学生、高校生がスポーツや文化芸術の分野で優れた成績をおさめた場合に、基金を活用して激励金を贈呈します。</p>	

3. 老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり (理事会・役員会・各専門部会)

事業名	実施時期	対象・参加者等	事業内容	備考
① 住民への意見収集活動 【継続】	通 年	地区住民一般	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が参加しやすい事業にするための方法等を検討します。 ・上海府かわら版を活用して、住民の意見を募集し、掲載します。 	住民の意見を募集するため、町づくり推進委員会事務局のほか、身近な委員も窓口にすることで、広く意見しやすい環境を整えます。
② 地域住民に『まちづくり事業』についての広報を行い、浸透を図る。 【継続】	通 年	地区住民一般	<p>① 毎月発行の『上海府かわら版』を通じて、町づくり推進委員会の各種事業や集落行事など地区の話題について広報するとともに、まちづくり事業に対する理解促進を図ります。</p> <p>② 町づくり推進委員会ホームページ（村上市ホームページ内）や facebook ページを活用して、地区外への情報発信を行います。</p>	<p>かわら版に地区内のサークルや団体などの活躍や作品を掲載することで、活動をバックアップしていきます。また、集落の行事も紙面で紹介していきます。</p> <p>なお、今年度は町づくり推進委員会のオリジナルTシャツおよびオリジナルポロシャツの販売は行いません。</p>

第5号議案

令和4年度上海府地区町づくり推進委員会予算（案）について

令和4年度上海府地区町づくり推進委員会予算を別紙のとおり定めたいので、承認を求めます。

令和4年4月12日 提出

上海府地区町づくり推進委員会会長職務代理者

上海府地区町づくり推進委員会副会長 菅原 豊

令和4年度 上海府地区町づくり推進委員会 収支予算書(案)

●収入の部

(単位:円)

区 分	予算額①	前年度当初 予算額②	比較①-②	説 明		
				内 容	予算額	備 考
1 地域まちづくり交付金	1,180,000	1,190,000	▲ 10,000	令和4年度地域まちづくり交付金	1,180,000	令和4年1月1日現在の人口等で積算
× 集落負担金	0	0	0	町づくり推進委集落負担金 地区運動会・文化祭負担金	0 0	
2 繰越金	768,786	1,038,891	▲ 270,105	令和3年度繰越金	768,786	
× 行事参加費	0	0	0	かみかいふふれあい交流会等参加費	0	※中止
3 諸収入	2,009	2,009	0	オリジナルTシャツ・ポロシャツ頒布代金 ふるさと上海府の歴史頒布代金 広告協賛金 預金利子	0 2,000 0 9	預金利子(4月1日:5円、10月1日4円)
収入合計	1,950,795	2,230,900	▲ 280,105			

●支出の部

区 分	予算額①	前年度当初 予算額②	比較①-②	説 明		
				内 容	予算額	備 考
1 防災防犯対策事業費	401,000	401,000	0	防災対策助成事業及び避難訓練の実施 救急法講習会	400,000 1,000	防災用品等購入費助成(@50,000円×8集落) 講習会チラシ用紙代 ほか
2 環境対策事業費	283,000	284,000	▲ 1,000	花いっぱい運動 公共スペースなどの草刈り作業 海岸の清掃活動 集落内環境整備事業 空き家対策促進事業 有害鳥獣対策事業	80,000 60,000 20,000 72,000 1,000 50,000	花苗、肥料 ほか 草刈用混合油代 取っ手付ポリ袋代 掲示版等修繕資材購入費助成(@18,000円×4集落) 封筒代、切手代 ほか 有害鳥獣駆除に取組む集落助成金
3 地域活動事業費	265,000	560,000	▲ 295,000	地区合同運動会 地区文化祭 地区敬老会 住民交流事業 集落・サークル活動支援事業 次世代育成事業	70,000 30,000 30,000 20,000 80,000 35,000	競技参加者等景品、備品購入費 ほか 出品者記念品、展示用消耗品 ほか 白布借上料、司会者謝礼、養生テープ購入 ほか 育成会共催事業、子育て世代交流事業 ほか 集落活性化事業補助金(@5,000円×8集落×2回) 上海府地区青少年健全育成会助成金、子ども会合同活動補助費
4 地区の活性化事業費	126,000	240,000	▲ 114,000	かみかいふ写真コンテスト 郷土料理・特産物の普及広報活動 伝統文化継承事業 施設・資源活用事業 オリジナルTシャツ・ポロシャツの頒布 住民への意見収集活動	20,000 65,000 10,000 30,000 0 1,000	入賞者賞金、賞状ほか 海幸フェスタ50,000円、食推試食コーナーでの郷土料理PR事業15,000円 タコだまし漁講師謝礼、協力者飲料代 秋まつり開催経費 ほか 各種調査経費 ほか
5 健康福祉事業費	50,000	10,000	40,000	高齢者生活支援事業	50,000	買い物ツアー試験的实施経費
6 組織運営費	555,000	675,000	▲ 120,000	役員報償費 集落公民館長報償費 監事報償費 事務局経費 通信費 備品購入費 保険料 広報費	48,000 96,000 12,000 60,000 70,000 30,000 69,000 170,000	会長、副会長、専門部会長 @12,000円×4名=48,000円 集落公民館長 @12,000円×8名=96,000円 監事 @6,000円×2名=12,000円 コピー用紙、プリンターインク、事務消耗品費 ほか 切手代(文書等の郵送料、返信用封筒用切手代) 事業備品等購入費 公民館総合保険掛金及び入金手数料64,000円、 生産物責任賠償保険掛金5,000円 上海府かわら版発行経費(プリンターリース代100,000円、インク代、コピー用紙)
7 新規事業対策費	1,000	1,000	0			※項目設置のため
8 予備費	269,795	59,900	209,895			
支出合計	1,950,795	2,230,900	▲ 280,105			

※事業予算に不足が生じた場合は、報償費を除き区分間で予算流用できるものとする。

令和4年度 上海府地区町づくり推進委員会役員・理事等名簿

会 長 長 正晴
副会長 菅原 豊

監 事 小野 好昭
長谷部 志恵成

- 役員・正副部会長任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日まで
- 集落公民館長代表（理事）は、1年交代で各集落持ち回り。（岩ヶ崎→馬下）※R4柏尾（敬称略）

	役職	氏名	所属部会	選出区分等	
1	理 事	瀬賀 秀雄	環境安全部会	岩ヶ崎集落	区長
2	会 長	長 正晴	地域活動部会・環境安全部会	大月集落	区長
3	部会長・理事	佐藤 和久	地域活動部会	野潟集落	区長
4	副部会長・理事	五十嵐 徹	環境安全部会	間島集落	区長
5	監事・理事	小野 好昭	地域活動部会	柏尾集落	区長
6	理 事	片野 壮一	環境安全部会	吉浦集落	区長
7	監事・理事	長谷部 志恵成	環境安全部会	早川集落	区長
8	理 事	稲葉 彰仁	環境安全部会	馬下集落	区長
9	部会長・理事	佐藤 純一	環境安全部会	消防団村上方面隊第五分団	分団長
10	理 事	佐藤 誠二	環境安全部会	交通安全協会上海府支会	支会長
11	理 事	小野 正晴	環境安全部会	海府ふれあい広場管理運営組合	事務局長
12	理 事	鈴木さやか	地域活動部会	上海府地区小学校PTA	代表
13	理 事	伊藤 和子	地域活動部会	食生活改善推進員	代表
14	理 事	若月 隆雄	地域活動部会		瀬波小学校校長
15	理 事	瀬賀 徹	環境安全部会	学識経験者等	
16	理 事	相馬 奈央子	環境安全部会		
17	副部会長	瀬賀 功	地域活動部会	岩ヶ崎集落公民館	館長
18		長 研一	地域活動部会	大月集落公民館	館長
19	副会長	菅原 豊	地域活動部会	野潟集落公民館	館長
20		本間 恵	地域活動部会	間島集落公民館	館長
21	理 事	佐藤 茂	地域活動部会	柏尾集落公民館	館長
22		相馬 義則	地域活動部会	吉浦集落公民館	館長
23		長谷部 秀実	地域活動部会	早川集落公民館	館長
24		井上 昭平	地域活動部会	馬下集落公民館	館長
25	事務局	佐藤 美紀		市民課	
26	事務局	本間 正志		市民課	

上海府地区町づくり推進委員会会則

昭和60年4月10日制定
平成9年7月22日改正
平成10年4月1日改正
平成11年4月1日改正
平成13年4月1日改正
平成17年4月8日改正
平成19年4月25日改正
平成24年2月26日改正
平成27年4月19日改正
平成29年4月22日改正
平成31年4月20日改正
令和3年2月1日改正

(目的)

第1条 本会は、村上市上海府地域のまちづくりを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、上海府地区町づくり推進委員会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、上海府地域コミュニティセンター(村上市柏尾2812番地2)に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民生活の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他特に必要なまちづくりに関すること。

(構成員)

第5条 本会は、上海府地域に居住する者及び上海府地域で活動する各種団体をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 専門部会長 各1人
- (4) 監事 2人

2 会長、副会長及び監事は、理事会において選出し総会の承認を得る。

3 専門部会長は、各専門部会員より選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専門部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 代議員は、本会を構成する集落及び団体から選出するものとし、その選出人数は別表に定めるとおりとする。

2 代議員任期は、1年とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成する。

2 総会は、本会の最高議決機関であり、本会則に定める事項のほか、第1条の目的を達成するために必要な事項を審議し、議決する。

3 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

4 通常総会は毎年度1回開催し、臨時総会は次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 本会を構成する集落及び団体の4分の1以上から請求があった場合

- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 総会は、委任状を含めた代議員の過半数の出席により成立するものとする。
- 7 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名捺印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(理事会)

第13条 理事会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会は、次の者をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに定める役員
 - (2) 上海府地域内の集落区長
 - (3) 上海府地域内の集落公民館長代表
 - (4) 消防団村上方面隊第五分団長
 - (5) 交通安全協会上海府支会長
 - (6) 海府ふれあい広場管理運営組合代表
 - (7) 上海府地区小学校PTA代表
 - (8) 食生活改善推進委員代表
 - (9) 学識経験者等会長が委嘱する者
- 3 任期は、次に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。
- (1) 前項第1号に定める者の任期は、第8条第1項及び第2項の定めるところによる。
 - (2) 前項第2号から第8号までに規定する者の任期は、その者が所属する集落又は団体で定める任期による。

- (3) 前項第9号に規定する者の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事会は、委任状を含めた理事会の構成員の過半数の出席により成立するものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会の総括に関する事項
 - (2) 理事会に付議する事項
 - (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、会長、副会長及び専門部会長をもって構成する。
- 3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 4 役員会は、必要に応じてプロジェクトチームを設置して、第1項各号の検討をさせることができる。

(専門部会)

第15条 専門部会は、総会で議決した事項に基づき事業を実施するものとし、次の専門部会を設置する。

- (1) 地域活動部会
 - (2) 環境安全部会
- 2 専門部会員は、本会の構成員で構成する。
- 3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 4 副部会長は、専門部会員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局員を置き、会長が指名する者及び村上市自治振興課職員を充てる。
- 3 事務局員は、本会の事務及び会計を処理する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、負担金及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項に定める書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出し、承認を受けなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

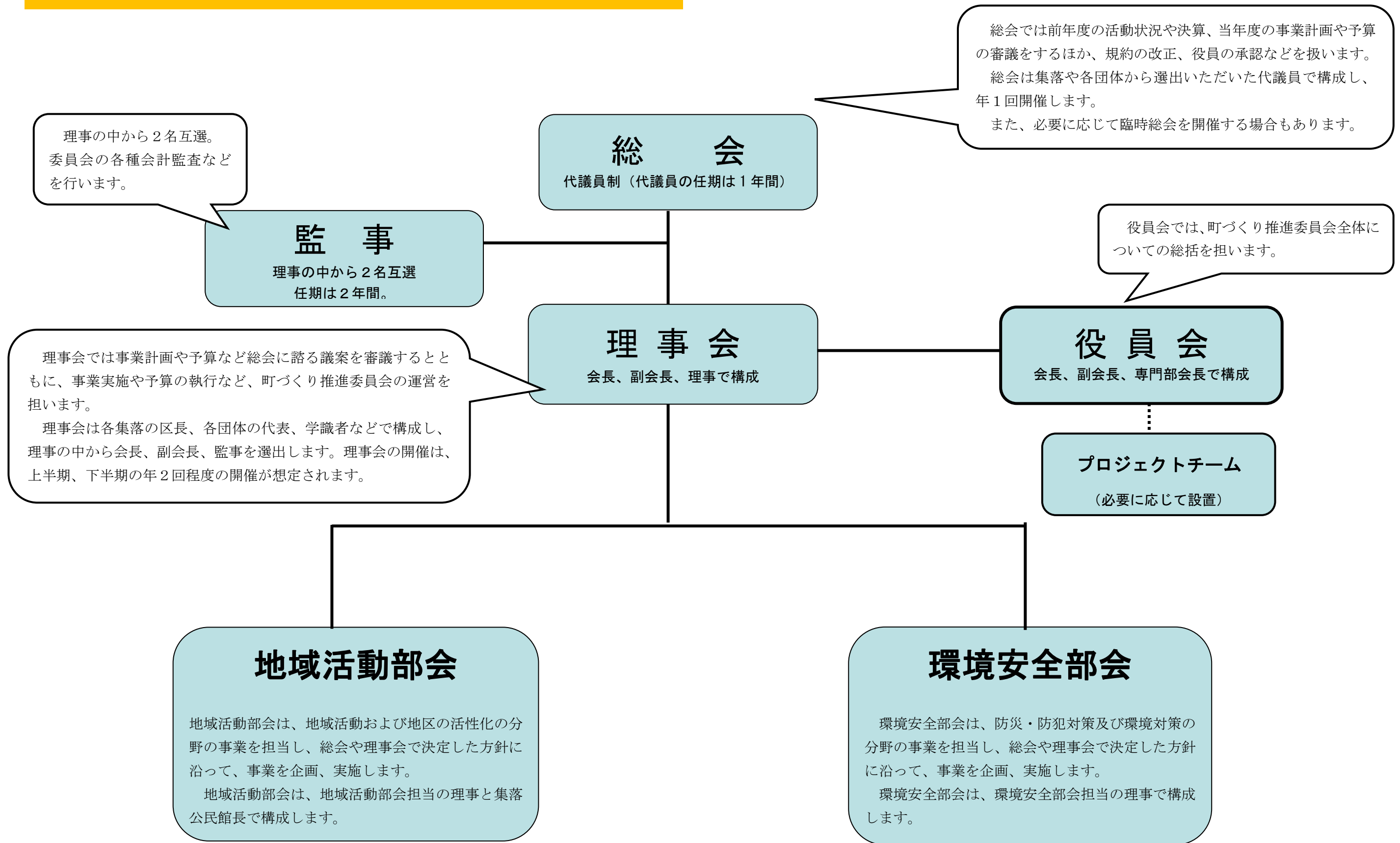
(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

別表（第9条関係）

代議員の選出区分	代議員数
岩ヶ崎集落	2名
大月集落	2名
野潟集落	2名
間島集落	2名
柏尾集落	2名
吉浦集落	2名
早川集落	2名
馬下集落	2名
消防団村上方面隊第五分団	1名
交通安全協会上海府支会	1名
海府ふれあい広場管理運営組合	1名
上海府地区小学校PTA	1名
上海府地区食生活改善推進委員	1名

上海府地区町づくり推進委員会 組織図



第4次 上海府地域まちづくり計画

～より良い上海府^{ふるさと}づくりをめざして～



令和3年4月

上海府地区町づくり推進委員会

1. 地勢・特色

南北に縦貫する国道345号沿線に所在する8つの集落からなる上海府地域は、雄大な日本海と緑深い山々に囲まれた自然豊かな地域です。

日本海に沈む美しい夕日や雄々しい冬の荒波など、時季によって表情を変える上海府地域の景観は豊かな自然の象徴であり、四季を通して海の幸や山の幸に恵まれ、清流から注がれる川水は新鮮な農作物を私たちにもたらしてくれます。

一年を通して多くの釣り客が訪れ、夏には沢山の海水浴客で賑わっています。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しておりますが、上海府地域は過去に大きな災害に見舞われたことはなく、令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震においても倒壊家屋などはありませんでした。また、豪雪地帯で知られる新潟県にあって、この上海府地域は比較的気候が温暖で降雪が少なく、夏場はさわやかな海風に包まれる大変住みやすい環境にあります。

これら豊かな自然環境と恵まれた住環境の中で暮らす人々は皆温和で協調性が高く、「地域の繋がり」や「地域住民の絆」、「互助」を大切に活動しています。上海府地域8集落が合同で実施する「運動会」「文化祭」「敬老会」など地域全体の活動や、各集落単位における運動会や芸能祭、地域の茶の間、海岸清掃などの住民活動にはほぼすべてが参加しています。

（上海府地区の現況） ※令和2年4月1日現在

■人口：978人

■世帯数：443世帯

■上海府地域の世代別人口と人口に占める割合

- | | |
|------------------|--------------|
| ・年少人口（15歳未満） | 31人（3.17%） |
| ・生産年齢人口（15歳～64歳） | 364人（37.22%） |
| ・高齢者人口（65歳以上） | 583人（59.61%） |

2. 課題

自然・住環境に恵まれている上海府地域にあっても少子高齢化の進行による人口減少は深刻であり、住民活動や日々の生活に多くの課題を抱えております。

耕作後継者がいなくなった田畑は荒地化が進み、里山の整備不足により猿や熊などの有害鳥獣による被害が増えたことに加え、ゴミの不法投棄など的人為的な自然環境の損壊が課題にあります。

また、以前より就職や進学を機に転出した若者たちが地域に戻ってこない状況が続いており、若者の数は年々減少しています。現在、地域活動は50～70代を中心に行われており、将来に渡って維持するためには若い世代の参加が必要です。そのため、若者や子育て世代の地域定着が課題となっています。加えて、高齢者の割合が著しく増加していることから、買い物確保や交通手段の確保など、高齢者の日常生活支援が課題にあるとともに、災害等、緊急時の支援も課題にあります。

そして、地域文化・風習の伝承における地域の担い手不足は、集落行事の運営や共同作業の実施に影響してきており、人材の確保が大きな課題となっています。

総じて、地域で助け合える関係や環境を維持し、高齢となっても安心して住み続けられる地域づくりが求められています。

これらの課題に取り組み、より良い上海府地域を目指すため、以下のとおり『上海府地域まちづくり計画』を定めます。

3. まちづくりの基本方針

(目標年度：令和5年度)

- ①地域の環境を活かしたまちづくり
- ②人とのつながりを大切にするまちづくり
- ③老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり

4.取り組みの方向性

(計画年度 令和3年度～令和5年度)

基本方針	取り組みの方向性
①地域の環境を活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・防災、防犯活動の推進・豊かな自然と共生する快適な環境づくり・空き家対策促進事業・地域にある施設、土地の有効活用
②人とのつながりを大切にしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・地域活動を通じた住民相互の交流促進・次世代の地域の担い手となる人材の育成・地域の資源を活用した地域外との交流人口の拡大・地域の食文化、伝統文化の継承・高齢になっても安心して暮らせるような高齢者の生活支援・住民同士の互助の促進を図る
③老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・世代、性別を問わない住民ニーズの把握・地域住民の交流意識の醸成・まちづくり事業の理解促進

5.事業実施計画

(計画年度 令和3年度～令和5年度)

基本方針	事業名	3年度	4年度	5年度
①地域の環境を活かしたまちづくり	1 災害に備える事業	○	○	○
	2 防災・防犯意識を高める活動	○	○	○
	3 美しい環境を守る活動	○	○	○
	4 空き家対策を促進する取組み	○	○	○
	5 施設・土地を活用した地域活性化事業	○	○	○
②人とのつながりを大切にしたいまちづくり	1 地域住民の交流を深めるイベント等の開催	○	○	○
	2 地域の人材を育成する活動	○	○	○
	3 集落・サークルへの活動支援	○	○	○
	4 地域への愛着を高める活動	○	○	○
	5 食文化・伝統文化を継承する活動	○	○	○
	6 地域外との交流を図るイベント等の開催	○	○	○
	7 買い物・交通手段の確保に向けた取組み	○	○	○
	8 一円玉募金活動	○	○	○
	9 スポーツ振興基金の活用	○	○	○
③老若男女問わず、広く意見を取り入れるまちづくり	1 住民の意見を収集する取組み	○	○	○
	2 誰もが参加しやすい地域活動の検討	○	○	○
	3 まちづくり事業の広報活動	○	○	○

6.計画の見直しについて

『上海府地域まちづくり計画』は、上海府地域を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、3年ごとに内容の見直しを行い、常に時代の潮流や地域の実情に合った計画となるようにします。